

施行	2.	4.	1
改正	15.	4.	1
〃	16.	4.	1
〃	29.	4.	1

自転車通学規程

(目 的)

第1条 この規程は学生生活規程第34条の規定に基づき、学生の自転車通学に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 自転車通学とは自転車を自ら運転し、通学することをいう。

(安全運転の義務)

第3条 自転車通学者は道路交通法を守り、常に安全運転をしなければならない。

(駐輪場の指定)

第4条 自転車通学生の自転車は、宮代キャンパスにおいてはサイクルハウス内の自転車ラックに正しく駐輪しなければならない。福島駅前キャンパスにおいては、隣接の地下もしくは福島駅周辺の公共駐輪施設に正しく駐輪しなければならない。

(事故の補償等)

第5条 駐輪場においての盗難、破損および事故等による被害については、本学は補償等の一切の責任を負わない。

(違反駐輪)

第6条 第4条に規定する駐輪場以外に駐輪する者については注意を行う。ただし2回以上の注意に従わない者には懲戒処分を科すことがある。

2 懲戒の種類は、福祉学部では大学学則第52条及び短期大学部では短期大学部学則第53条に定める譴責とする。

(取扱および指導)

第7条 この規程に定める事項の取扱および指導は学生課がこれにあたるものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項については本学の指定するところによる。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。